

観光振興財源検討有識者会議の運営について（案）

下記の 1～6 に記載の事項により会議を運営する。

記

1. 設置根拠～観光振興財源検討有識者会議設置規則（別紙のとおり、以下「設置規則」という。）※令和元年 6 月 21 日付けで施行
2. 当会議は、市長の附属機関に準じるものとして、有識者会議を市長が設置し、委員は市長が委嘱する形式をとる
3. 附属機関（審議会）の扱いまでにはしないため、市長から諮問、それを受けて審議会から答申といった議論形式はとらないが、富良野市が検討する宿泊税の制度や用途等について、有識者会議は、専門的見地から意見をまとめ、市長へ提言するものとし、市長はその提言をふまえ、市議会へ提案する条例案等を作成する
4. 附属機関に準ずるものとして、審議会等の事務取扱指針に基づき、会議については、公開を原則とする

（1）会議の公開

ア 会議の公開基準

審議会等の会議は公開する。会議の公開は傍聴を認めることにより行なう。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- ①法令の規定により公開しないとされている場合
- ②会議の内容に富良野市情報公開条例（平成 12 年富良野市条例第 1 号）第 9 条第 1 項各号に規定する公開しないことができる公文書（以下「不開示情報」）の情報を含む場合
- ③会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

イ 会議の非公開の公表

会議の全部又は一部を公開しないこととする決定をしたときは、その理由を明らかにし公表するものとする。

ウ 会議の傍聴

会議の全部を公開しないこととする決定をした審議会等以外は、希望者に会

議の傍聴を認める。会議の一部を公開しないこととする決定をした審議会等は、公開しないこととする審議等を行なう場合に限り、会議の傍聴を認めないあるいは傍聴する者（以下「傍聴人」）に一時退席を求めることができる。

①傍聴できない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- ・銃器その他危険なものを保持している者
- ・酒気を帯びていると認められる者
- ・上記に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

② 傍聴の遵守事項

会議を傍聴人に対して、次に掲げる事項を守り、審議会等の長の指示に従い静穏に傍聴してもらうよう求めることができる。

- ・みだりに席を離れないこと。
- ・私語、飲食又は喫煙をしないこと。
- ・鉢巻き、腕章の類をする等示威好意をしないこと。
- ・写真撮影、録画、録音等をしないこと（審議会等の長の許可を受けた場合を除く。）。
- ・議事に批判を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- ・上記に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

③ 傍聴人の退場命令

審議会等の長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。

④ 傍聴手続

- ・審議会等の会議の傍聴を認める場合は、傍聴定員および定員を超えた場合の対応をあらかじめ定め公表する。
- ・傍聴希望者が傍聴定員を超えたときは、先着順または抽選によることができる。
- ・傍聴人に対しては、傍聴席及び会議資料を用意する。この場合の会議資料は、審議会等の委員に配付するものと同様のものを配付あるいは閲覧することとする。なお、閲覧する場合は、当該資料を、会議が終了するまでの間、当該会議を行なう場所に据え置き傍聴人が閲覧できるようにする。ただし、当該資料の中に不開示情報が記載されている場合は、資料の全部又は一部を配付しないことができる。
- ・傍聴人は、「審議会等傍聴人受付名簿」（別紙４）により記録することとする。

5. 有識者会議の公開等に関する規定は、設置規則（4，5 ページ）で定めているが、あらかじめ、次回の会議の予定をふまえ、非公開にする場合は、一つ前の会議において、決定するものとする（傍聴の申し込みがあつて場合においても、事務局で説明の上、お断りしなければならないため）。また、非公開とする場合については、その理由も公表するものとする※、審議会等の事務取扱指針（1）－イ

6. 議事録の公開方法は、要点筆記とし、議長を務める会長を除き、発言者名を記載しない形で公開する。会議で使用する資料の公開については、個人情報や企業情報が含まれるものや、通常公開されていない取扱注意のものを除き、公開することを原則とする

観光振興財源検討有識者会議設置規則

(設置)

第1条 当市において観光振興に活用できる新たな財源確保へ向け、宿泊税を導入した場合の制度設計や用途等を検討するため、観光振興財源検討有識者会議（以下、「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議の検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊税制度に関する事項
- (2) 宿泊税の用途に関する事項
- (3) その他宿泊税の導入に関する必要な事項

(任期)

第3条 委員の任期は1年とし、再任することができる。ただし、委員に欠員ができた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第4条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10名以内の委員で構成する。

- (1) 宿泊事業者
- (2) 観光関係者
- (3) 経済団体関係者
- (4) 旅行業関係者
- (5) 学識経験者

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会議を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議の公開又は非公開の決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、富良野市経済部商工観光課において行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。